

【2023年10月25日発行】

■ 人事労務マガジン／特集第214号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X (旧 Twitter)・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X (旧 Twitter) >

- 手順1 X (旧 Twitter) アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消相談ダイヤル」を実施
2. 「建設業」と「情報サービス業」専用の相談窓口を開設
業界に経験と知見のある専門家が「働き方改革」のお手伝いをします
3. 「第31回職業リハビリテーション研究・実践発表会」を開催
「障害者雇用の現状と今後について、最新のトピックスがそれぞれ約100分でわかる！」
4. 令和5年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第1回）のご案内
5. 「教育訓練給付」の講座指定のご案内
～締め切り迫る！厚生労働大臣指定申請の受付期間は11月2日まで～
6. オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を開催【再掲】
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説（動画も公開中）
7. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集【再掲】
10月からオンラインと会場で全55回開催
8. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします【再掲】

【トピック1】11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消相談ダイヤル」を実施

厚生労働省では、「過労死等防止対策推進法」に基づき、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、シンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行っています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合を言います。

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■「過労死等防止対策推進シンポジウム」開催

過労死等をなくすために、47都道府県48会場(東京は2会場)で、働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

また、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画をインターネット配信します。

11月8日には東京中央会場(「イイノホール」東京都千代田区)で開催します。その他の会場については、特設サイトからご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしています。

【詳細・お申し込みはこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL: 0570-087-555 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

■「過重労働解消相談ダイヤル」設置

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」の一環として、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

11月3日（金・祝）を特別労働相談受付日として、特別労働相談を実施します。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめ労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理など、相談内容に合わせた対応を行います。【相談無料】

【過重労働解消相談ダイヤル】

相談対応日時：11月3日（金・祝）9:00～17:00

TEL：0120-794-713（なくしましょう 長い残業）

過重労働解消キャンペーン特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

■過重労働相談受付集中期間（11月1日～7日）

11月1日（水）から7日（火）（3日～5日を除く）を「過重労働相談受付集中期間」とし、都道府県労働局と労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11月4日（土）、5日（日）は「労働条件相談ほっとライン」でも、相談をお受けします。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署】

開庁時間：平日 8:30～17:15

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

【労働条件相談ほっとライン】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL：0120-811-610（はい！ 労働）

相談対応時間：月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過労死等に関する情報はこちら】

過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等については、以下の特設サイトをご覧ください。

過労死等防止に関する特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/karoushize-ro/index.html

【トピック2】「建設業」と「情報サービス業」専用の相談窓口を開設
業界に経験と知見のある専門家が「働き方改革」のお手伝いをします

建設業・情報サービス業の中小企業の事業主の皆さま、「短期間の発注に対応するため、労働時間を削減したくてもできない」、「人手が集まらない、労働者が定着してくれない」といった悩みをお持ちではありませんか？

働き方改革推進支援センターでは、「建設業」と「情報サービス業」専用の総合相談窓口を開設しています。

相談窓口では、業界事情・労務管理に知見のある社会保険労務士等が、皆さまのお悩みを解決するまでの計画（改善プラン）をご提案し、課題解決をお手伝いします。

2024（令和6）年4月から始まる建設業に対する時間外労働の上限規制に関するご相談にも対応しています。「働き方改革」による魅力ある職場づくりに向けて、ぜひ総合相談窓口をご活用ください。【相談無料】

【詳細・お申し込みはこちら】

働き方改革特設サイト 建設業・情報サービス業専用の総合相談窓口のご案内

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/zenkoku/>

相談お申し込みフォーム

<https://form.run/@hatarakikata-zenkoku-1658802899>

【お問い合わせ】

委託先：全国社会保険労務士会連合会

TEL：0120-936-778（受付時間：平日9:00～17:00 ※年末年始を除く）

【トピック3】「第31回職業リハビリテーション研究・実践発表会」を開催
障害者雇用の現状と今後について、最新のトピックスをご紹介します

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）では、職業リハビリテーションに関する研究成果等を広く各方面に周知するとともに、参加者相互の意見交換、経験交流等を行うため、11月8日（水）と9日（木）の2日間、「職業リハビリテーション研究・実践発表会」を開催します。

現在ライブ配信の視聴申し込みを受け付け中です（会場参加者の受け付けは終了）。ぜひご視聴ください。【事前申し込み制・参加無料】

【プログラム】

■11月8日（水）

13：15～14：45

特別講演 「アフターコロナの障がい者雇用～障がい者雇用の質向上に向けて～」

有村 秀一 氏（トヨタグループ株式会社 代表取締役社長）

15：00～16：40

パネルディスカッションⅠ 「情報通信技術の活用の進展を踏まえた障害者雇用のあり方について」

<コーディネーター>

秋場 美紀子（障害者職業総合センター 主任研究員）

<パネリスト（五十音順）>

相良 佳孝（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 上席職業訓練指導員）

西岡 幸智 氏（大東コーポレートサービス株式会社 RPA 推進事業部 次長）

松尾 謙師 氏（総合メディカルグループ株式会社 管理本部 総務部 業務支援グループ シニアマネージャー）

■11月9日（木）

15：10～16：50

パネルディスカッションⅡ 「アセスメントを活用した就労支援の今後のあり方について」

<コーディネーター>

武澤 友広（障害者職業総合センター 上席研究員）

<パネリスト（五十音順）>

青山 貴彦 氏（社会福祉法人桑友 理事長）

古野 素子（障害者職業総合センター職業センター 主任障害者職業カウンセラー）

前原 和明 氏（秋田大学 教育文化学部 教授）

吉田 あおき 氏（新宿公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官）

【お申し込みはこちら】

ライブ配信の視聴申し込み、視聴方法については、以下 URL をご確認ください。

<https://www.nivr.jeed.go.jp/vr/news/vrhappyou31-history.html>

【お問い合わせ】

JEED 障害者職業総合センター 研究企画部企画調整室

TEL : 043-297-9067

E-Mail : vrsr@jeed.go.jp

【トピック 4】令和 5 年度「多様な正社員」制度導入支援セミナー（第 1 回）のご案内

厚生労働省では、勤務地や職務内容、勤務時間などを限定した「多様な正社員」制度のポイント、実際に「多様な正社員」制度を導入されている企業の先進事例などを紹介するセミナーを開催します。

「多様な働き方」に関する概要のみでなく、「多様な働き方」をどのように取り入れているのか、取組事例を通じて各社の工夫を学ぶことができるセミナー内容となっています。

■開催内容（予定）

1. 有識者による「多様な正社員」制度に関する基調講演
2. 「多様な正社員」制度を取り入れた企業による事例発表（2 社）
 - ・株式会社エグゼクティブ
 - ・パーソルキャリア株式会社
3. 有識者、事例発表企業によるパネルディスカッション
4. 関連情報のご紹介

■開催概要

日時：2023 年 11 月 20 日（月）13：00～15：30

場所：オンライン&対面（ハイブリッド形式）

対面会場は「大手町三井カンファレンス」（東京都千代田区）を予定

参加費：無料

【お申し込みなど詳細はこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 事務局

（委託先：PwC コンサルティング合同会社）

TEL：03-6257-0785

E-mail：jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

【トピック 5】「教育訓練給付」の講座指定のご案内

～締め切り迫る！厚生労働大臣指定申請の受付期間は 11 月 2 日まで～

教育訓練機関の皆様へ

「教育訓練給付」をご存じですか？

厚生労働省の調査（※）では、働く方の 3 割程度が、自己啓発を行う上での問題点として「費用がかかりすぎる」と感じています。

※令和 4 年度「能力開発基本調査」調査結果の概要 P55

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00127.html

厚生労働省においては、働く方等の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し、修了した方に対し、その費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度を設けています。

○申請手続きはこちらを確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

教育訓練給付制度においては、教育訓練機関が実施する講座について厚生労働大臣の指定を受けると、講座のレベル等に応じて受講料の最大 70%～20%が受講者に給付されます。

現在、令和 6 年 4 月に指定を受けるための申請を受付中です（11 月 2 日まで）。教育訓練機関の皆様におかれては、ぜひこの機会に申請をご検討ください。

(指定を受ける手続き)

- ① まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう。

⇒教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

専門実践教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159378.pdf>

特定一般教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159379.pdf>

一般教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159380.pdf>

- ② 申請書類の準備

- ③ 申請書類の提出 (提出先: 中央職業能力開発協会)

⇒受付は年2回、提出期間と指定日は以下のとおりです。

令和6年4月指定=提出期限: ~令和5年11月2日まで

令和6年10月指定=提出期限: 令和6年4月上旬~5月上旬

- ④ 審査

- ⑤ 指定

⇒指定期間は3年間です。引き続き指定を希望する場合は、指定期間満了前に再指定申請が必要です。

【再掲】

【トピック6】オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を開催

無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説 (動画も公開中)

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【開催概要】

開催日：11月1日（水）、9日（木）、17日（金）、21日（火）

開催時間：セミナー 13:30～15:40（休憩 10分） 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

【セミナー詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【動画】

セミナー内容をまとめた動画も作成しましたので、学習・復習にぜひご活用ください。

■使用者編

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjgEEh6ZX6azwITOPq7bR>

■労働者編

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj7_c2SJSHIj36vTib4k6x8

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

【トピック 7】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか？

企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイトにて参加者を募集しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2023年10月3日（火）～2024年1月18日（木）（全55回）

- ・午前開催の場合 9:30～12:00
- ・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に係る損害賠償事例
- ・過重労働とメンタルヘルス対策
- ・過重労働と労災認定
- ・過重労働とパワハラ防止対策
- ・過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail：kajyu-kaishou@zenkiren.com

【再掲】

【トピック 8】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を無料で行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

■多様な正社員の活用ケース

- ・ 転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい。
- ・ 職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい。
- ・ 転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい。

■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2024年2月まで

実施方法：対面またはオンライン（ウェブ会議等）を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・ 人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- ・ 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・ 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

（委託先：PwCコンサルティング合同会社）

TEL : 03-6257-0785

E-mail : jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-